

函館市子ども家庭センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づき設置する函館市子ども家庭センターの事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所の名称および位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 函館市子ども家庭センター

なお、第5条第1項第2号に規定する母子保健機能については、マザーズ・サポート・ステーションと称する。

(2) 位置 函館市五稜郭町23番1号（函館市総合保健センター内）

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する全ての子どもおよびその家庭（里親および養子縁組を含む。以下同じ。）ならびに妊産婦とする。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童福祉機能に関する業務（法第10条第1項第1号から第3号までおよび第5号に規定する業務をいう。）

(2) 母子保健機能に関する業務（母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに規定する業務をいう。）

(3) その他子ども家庭センターが行う業務

2 前項第1号の業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 子ども家庭支援に係る業務

(2) 要支援児童および要保護児童等ならびに特定妊婦等への支援業務

- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他必要と認める業務

3 第1項第2号の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦および乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じた対応および必要な情報提供・助言・支援・保健指導
- (3) サポートプランの策定
- (4) 保健医療または福祉の関係機関との連絡調整
- (5) その他必要と認める業務
(職員の配置等)

第6条 函館市子ども家庭センターには、センター長、統括支援員、保健師、助産師等、子ども家庭支援員、心理担当支援員および虐待対応専門員その他必要と認める職員を配置する。

2 センター長は、子ども未来部次長をもって充てる。

3 統括支援員は、子ども未来部子ども見守り・相談課長をもって充てる。

(事業の委託)

第7条 市長は、第5条に規定する事業の一部を委託することができる。

(個人情報の管理および保護)

第8条 事業に従事する者は、個人情報の漏洩防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 函館市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和4年4月1日制定）は、廃止する。

3 函館市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成30年4月1日制定）は、廃止する。